官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

# 目次

〔省　令〕
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（経済産業四五）　一
〔法規的告示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働二一三）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二一四）　二
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一三一～一三七）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一三八～一四〇）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一四一～一四三）　二〇
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産六七六）　三三
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（海上保安庁一六）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　二八
特殊法人等
首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　五九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六九

# 省令

## ○経済産業省令第四十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登録事項）<br>**第七条**　法第十一条第二項の経済産業省令で定める登録すべき事項は、次のとおりとする。<br>一～三　（略）<br>四　勤務地及び職種<br>五・六　（略） | （登録事項）<br>**第七条**　法第十一条第二項の経済産業省令で定める登録すべき事項は、次のとおりとする。<br>一～三　（略）<br>四　勤務地及び勤務先<br>五・六　（略） |